

被害を軽減することを任務とする」と。そしてまた、この事務取り扱い、これは、「消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する」と。

上司がそういった戸籍事務、それをしなさいという命令は出せんわけです。最初の職員の定義の中で、そういうふうに出ている。それは全協の中で、消防の任務というものは私は言ったはず。

今回の職員をセンターのほうに雇用またはそちらのほうに持ってきて、事務処理を当てる。消防職員の軽減を図ると。それは確かに私はそのとおりだと思います。消防職員は、日ごろより一朝有事の際には、何よりも早く一分一秒でも現場に駆けつける、そういった緊張の中で勤務をしております。そのことを踏まえて、できる限り、消防職員の負担にならないようにしっかりとやっていただきたい。お願いしておきます。

それと、こうやって一般質問を今まで聞いております。時と場合によっては、経過と結果が必要な場合がある。しかし、それが質問者のほうに届いていない。だから同じ質問を聞くことが多い。もう少し、一般質問はその場限りの質問じゃなくて、経過と結果、しっかりとその質問者のほうに、また、議会のほうに伝えてほしい。

そのことを要望し、一般質問を終わります。答弁要りません。（笑声）

○議長（作元 義文君） 以上で、兵頭栄君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時28分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております。14番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間はわずか50分でございますので、御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

質問に入る前に、今回は市長の辞職問題がございました。これについて、若干触れさせていただきたいと思っております。

この議会は、ケーブルテレビで生中継がされておられます。情報は瞬時にめぐるわけでございます。そして、私のもとにも市民の声が寄せられておりますので、何件か御紹介をしたいと思います。たくさんございましたけど、この中で何件かだけですけど。

「テレビを見てびっくりしました。市長さんが辞められるそうですね。議会と何かあったんで

すか」というふうなお話もいただいております。そして、「ああ、やっぱりそうですか。市長さんはお辞めになるんですか。私は辞めるのが遅すぎたと思います。これで安心ですね」というふうなお答えもいただいております。そして、「市長に初めて当選したときに大変期待をしていましたが残念です。新しい市政に期待をします」と、中には既に選挙のために供託金の手続きもしておるそうでございます。4番目に、「辞職すると言っていたのに、今度は辞職しないの発言。元に戻すならば、定額給付金の差し押さえの金額も元に戻してください」というふうな話もございます。そして、これ最後になりますが、「一度言ったことをすぐに覆す。市長、あなたは本当に対馬の市長ですか。市民としては非常に恥ずかしいです。それでもあなたは男ですか。何も言いたくありません。早く辞めてください」というふうな市民の声をいただいております。

私も、長いこと議員をさせていただいております。こんな茶番劇は初めてです。小学生の学芸会よりも悪い。議会が始まったのは先週の金曜日です。そのときに「辞める」と言いながら、のど元も乾かぬうちに今度は「辞めません」と。まさに議会軽視。ここまで私どもの議会がなめきられております。言葉を失うばかりです。

答えや発言が、右にブレたり左にブレたり。そういうことでは、市民は何を信頼すればいいんですか。市長、まずそれをお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民のさまざまな声の小宮議員のところに届いているということを知りにつけ、市民の皆様は私の発した言葉によって、さまざまな混乱、それから不安をもたらしたことににつきまして、まずもって市民の皆様はじめ、議会の皆様に陳謝したいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） これは陳謝で済む問題じゃないんです。

市長は、選挙で選ばれた公人です。市民から選ばれたただ一人の存在なんです、市長は。そして市長として、人間として、このようなことを行うことはさみしいことじゃないんですか。人間としてどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 人間としてさみしいことなんではないかというお話ですが、それにつきましては、それぞれの主観がある問題だと思っておりますので、発言を控えさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 公人ですから、言葉の重さはすごいんです。

今回のように自分の発言そのものがコントロールできてないわけですから、これからも市民の負託に答えることはできないんじゃないんですか、こういう状態では。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民の負託に応えるべく、しっかりと頑張っていきたいというふうに改めて思っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市民の負託に応えるならば、そして、議会と元どおりになるということであれば、やはり、最初の元に戻って市長を辞すべきじゃないんですか。それが最善の道だと思います。どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在、市民の負託に応えるべく、職員のほうも環境問題しかり、病院の跡地利用の問題もそうでございます。それから海洋保護区の問題、そして集落を取り巻く道路環境の好転に向けて、汗を流して、その計画等につきましては緒に就いたばかりであります。

それらをかなえていくことが、市民の負託にしっかりと応えることにつながるものと考えております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） よく政治家は言葉の重みをいろいろと表現します。

「覆水盆に返らず」という言葉があります。これは多くの政治家がよく口にします。それだけに、言葉というのは重いんだと。

市長、この「覆水盆に返らず」、この意味を御存じでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 高校の教科書で勉強はさせていただいたところであります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それはいいことじゃないですか。

やはり、政治家というのはこのようにはっきりとすること。これが、これからの対馬の市政です。だから、いったん取り消したならば、また、さらに取り消して、元に戻って辞すということです。辞める、それが本当の市民のためです。

では、本題に入らせていただきますが。一般質問なんですけど、本来は市長が辞めるということだから、質問しても全く無意味なんです。だから、辞めると言ってたけども、また辞めなくなった。これはびっくり仰天ですけど。

やはり、先ほど申しましたように、市長が真に対馬市民のことを思うならば、原点に戻って身の回りの業務の整理をして、そして、その卓越した能力で新しい道を切り開いていただくことを私はお願いをします。

対馬市議会のことで、記事がございました。これは10月の31日、長崎新聞です。題が「一般質問にもっと密度を」ということで、田下対馬支局の記事が載っております。非常にいい記事

でございます。

内容的には、「9月の定例議会、傍聴しているとこちらも改めるべき点があると感じた。質問内容重複、担当部署に尋ねればすぐわかる問い合わせも散見される」と。そして、「時に壇上者への賛同や曖昧な答弁への反発で健全な野次が飛ぶぐらい活発であっていい」と。最後の区切りが、「肝心の議論に対する全体の姿勢が淡白に見えてならない。次の定例会まで、1カ月以上の準備期間がある。今度こそ締まった討論が聞きたい」と。本当に胸に激痛が走る思いでございます。

それと、この前のときには巖原の回転ずしの話をしましたけれども、今回は金物屋さんの話をしたいと思います。

大町通りの、ある金物屋さんです。ここにこのような看板がかかっております。「世の中で一番みじめな人は、平気でそれを言いとおす人である」と。市民の皆様もあちこちに行かれるときには、散歩をされるときには、ちょっと目をずらして、良い看板があるんじゃないかと思imasuので、見られて見てはいかがでございますでしょうか。

では、本題の分に入りますが、辞める、辞めないと言ってなかなか辞めないが、このいつはら病院で、これはもうぜひ辞めていただきたいと思imasu。

私がちょうど一年前に、12月の議会で質問したときに、「いつはら病院の跡地にケアミックスができないときには、私は辞めるんだ」と明言をされ、そして、このように言っています。これはすばらしいです。「そういうことで、グダグダとやっていく予定は全くありません」と、これはすばらしい名言です。こういうことを言われたわけではありますが、いまだかつて、まだ先は見えない。見えないということはできないということなんです。その責任を取って、早く辞すべきではないですか。それが一般質問の趣旨です。

○議長（作元 義文君） 1項目めはいいの。

○議員（14番 小宮 教義君） 1点だけで終わり。時間がないから。

○議長（作元 義文君） いつはら病院の問題。

○議員（14番 小宮 教義君） 1点だけ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） いつはら病院跡……。

○議長（作元 義文君） こっちに来て。一般質問の第一声。

○市長（財部 能成君） こちらですか。

小宮議員の質問に答えたいと思imasu。

いつはら病院の跡地利用の問題について、いまだ何も進展が見られない、まさに辞すべきではないかというふうな発言でございました。

この案件につきましては、12月4日でしたか、5回目の検討委員会が開催をされて、検討委員会として、一つの方向性が出されたというふうに報告は聞いております。まもなくしますと、検討委員会の皆様から答申が出てくるというふうに考えております。

いよいよ、この問題について、市民の意見を踏まえ、そして私が掲げる部分とのマッチングをしながら、これから進みだすというふうに考えているところであります。

先ほど、基準病床のお話も若干触れられたような気がするんですが、基準病床の問題について、県のほうに離島振興法に基づく基準病床の考え方というのを加味して、基準病床の設定を見直すべきだというふうな要望書を、今、既に出しておりますけども、県のほうからの回答がまだいただいていないようなところであります。

また、小宮議員はこの件につきましては、さまざまな調査もしていただきながら、こちらにも資料をいただく機会があるわけですが、平成17年に、年度はちょっと別としまして、自治体病院が再編統合した場合の基準病床の考え方というのが、新たに私どもも勉強する中、また、小宮議員のほうから資料の提供をもらう中で、そのことについて、次なる方向性が見えてきたと思っております。

と申しますのは、従前の病院、公立病院、自治体病院が再編統合する場合は、従前の病床数というものを厚労大臣のほうが決めることもできるというふうな、それは書きぶりでございます。このことについては、小宮議員ほうも重々御存じだとは思いますが、先ほど言いました離島振興法の書きぶり、それから厚労省の通知、これらを踏まえると、まさに県のほうは私どもが言っております基準病床の見直しに踏み出していただかざるを得ない状況だというふうに思っております。

そういう意味において、今回、委員会のほうで一つの方向が、答申が出されました後、私はこれに向かって市民の思いを形づけるために走り続ける予定でございます。

ちなみに、その形ができますのは27年3月に統合病院がオープンするわけですが、3月ごろという話で、明言はまだ、日にちの設定まではあってませんが、そのあとに、次は今のいづらはら病院の跡利用に向かって改修とか、さまざまなことに取り組まざるを得ない状況が、時系列で言いますと、そういう流れになるというふうなことでございます。

オープンとともに、それが開院するということはありませんが、私のほうが市民の皆さんに言ってきました、医療と介護等のケアミックスの施設というものをしっかりと実現するために、私は走り続けたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 離島振興法の改正の内容が取り入れてないということと、先ほどの平成18年に改正された特別の措置がございます。その関係のお話をされました。

その前に、まず基本的なことなんですけれども、この対馬医療圏は、本当に心配といたしますか、思っておられるのは、やっぱり長崎県病院企業団なんです。自分たちのエリアですから、そこが一番この医療体系の確立に力を入れておられるわけです。これは当然だと思います。

その中で、今回のように、いつはら病院跡地に病院機能を持った介護施設、俗にケアミックスをつくるということは、よろしいですか、この長崎県病院企業団が基本計画をまず作成をします。これがその基本計画なんですけど、この基本計画に基づいて、当然、今の新しい新病院含めて、計画に基づいて、この基本計画を作成するわけです。

その中において、対馬いつはら病院の跡地については、医療というのは入っておりません。それでも市長はケアミックスというならば、せつかくこの病院企業団が中心になり、基本計画を作成したその内容そのものに異議があるということになるんです。それはどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この県の計画に異議があるのかという御質問でございますが、まさに異議があるということで、私どもこの素案の段階におきまして、意見書というのを県のほうに提案、提出をさせていただいておるところであります。

まさにケアミックスの方向で行かないと、対馬の、まして厳原の市民の声を聞くっていう部分におきまして、私はこの意見書を出させていただいたところであります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それは長崎県が作成してる医療計画の話ですよ。

私が申しておるのは、病院企業団が中心になって作成した基本計画なんです。医療計画については、その部分については何回も聞いておりますからわかりますが、現在、新しい病院も含めた医療計画を企業団が中心となり作成をしておるわけです。そして、現在に至っておるわけです。

それに異議があるということは、この基本計画そのものを否定するんじゃないんですかというお話です。わかりますかね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まさにその部分においても、異議を私は持っておりますし、その流れの中での、今度は県の医療計画に対しても異議を申し立てておるところであります。

そうじゃないと市民の生命を守れないという考え方で、これには異議を申し立て、今も県の医療政策課といたしますか、そちら、企業団のほうと交渉をしてるというふうなことであります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 異議を申し立てるということですよ。

先ほど申しましたように、対馬の医療体系をこうしてつくりよるわけです。そして、この計画書というのは、約1年間以上にわたって作成されております。約11回、現在もやっているそう

ですけど、平成22年度でも11回しておるんです。

24名でつくられたんですが、その中に、当然、病院企業団が自分から、おのずとつくるわけにいきませんから、やはりこういう計画書ですから、市からも担当の方がまいります。担当の方が入って、そして11回という会議を重ねて、そしてつくった計画書なんです。名称は、新病院建設推進管理会議、この中にも役所の担当の方がございます。

そういう中でつくったこの計画ですから、それを否定をするということは、自分たちがつくった計画そのものを否定をするということになるんです。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の名称からしましても、新病院の推進管理会議というふうなことで、新病院の部分だけ、新しく統合される部分の協議のそれは会議だというふうに私は解釈をいたします。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この管理会議なんですけど、そして、この中で結論もつけておるんです。今のいづはら病院跡地は、どう使うのかということは明記されています。さっき言ったように、役所の方も入っての計画書ですから。

いいですか。こういうふうには計画なっています。

介護施設との連携というところで、現対馬いづはら病院の建物を介護施設に転換する構想だと。これは、皆さんが取りまとめた意見なんです。何度も申しますけど、この中には市の担当の方もございます。

異議をとすることは、これそのものを認めないということなんです。自分たちがつくったものを。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、この問題について、特に小宮議員とも何度となくやり取りをするわけですが、市民の生命を守るための計画を僕らは考えていかななくてはいけない。

今、つくってある計画というのが、ややもすると内向きの、自分らの組織を守るということになってないかということも、以前から申し上げておるところであります。

そういう中で、市民の皆様が叡原の病院跡地利用の方向性をこのたび答申を出されるということとでございますので、その方向性の中で、私は動きを進めていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市長の市民の思う気持ちはわかります。しかし、医療に携わる人が一番わかるとるんですから。これが一番わかるとるんです。

そら、市長は対馬で一番偉い人かもしれないけれども、医療というのは専門分野なんです。そ

この人が一番わかっとなんてです。

そして、これは22年の6月、議会ではこういうふうにも市長、話をしています。「新病院建設推進会議が立ち上げられ、統合に向けられた協議は進めておる」と。「下部組織としていろんなプロジェクトチームが設置されており、その推進管理会議に市の職員や企業団体も出席をしておる」ということです。

だから、市が送り込んだんだと。なぜその中で、今のような異議があれば堂々と担当者を通じてできたんじゃないですか。何も無い。そして、結果がさっき言ったような介護施設にするんだという結論を導き出した。ならば、導き出したその時点でも意見が言えたんじゃないですか。

冒頭から、いつはら病院跡地の計画については、頭になかったんじゃないですか。こういう計画の中において、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 医療にかかる計画づくりの中に、市役所職員がメンバーに入るのは当然だと思いますし、そういう意味において、うちの職員もそこに選ばれて入っていったというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 職員は何のために行くのか。市の意向を伝達するために行くんです。ただ、出席してるわけじゃないんです。市の考えを代表して出席するんです。

その中で決まったことに対して異議があるということは、民主主義の手続きを否定することになるんです。これに異議があるということであれば、今、新しい病院をつくっておりますけれども、異議あるものはつくる必要ない。即、工事の中止を求めるべきじゃないんですか。異議があるならば、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 基準病床の考え方、それから跡地利用の方向性というものに対して、私は異議があると申し上げておるわけございまして、対馬の市民の医療を今後守っていくために、今の病院建設に対して異議があると申し上げているわけではありません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それは完全に矛盾しています。

先ほど私が念を押したが、病院企業団が中心となったこの基本計画にも異議があるということだから、今の病院、医療体系、そのものに異議があるということであれば、異議があると言ったんだから、ならば異議があつての医療体系は構築すべきじゃないと思います。

ならば、何度でも言うけれども、異議があつて建てる新病院であれば、中止すればいいじゃないですか。異議があるんでしょ。この企業団がつくったものについて。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、おっしゃられる計画の中の跡地利用の方向性と、県の医療政策課が出しております基準病床の考え方ということに対して、私は異議があると思うし、何度も申し上げておるところであります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この基本計画そのものにも異議があるんだという話をするから、そんなら今の病院も異議がある病院じゃないんですか。それならば中止をします。そして、あなたが考える構想によって再度練り直すということが命題じゃないんですか。異議があるんだから。異議があるならつくる必要ない。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2日後に病院企業団との経営会議っていうのが年に1回のやつがありますが、たまたまありますけども、小宮議員のような意見もあったということをお伝えはします。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 何度も言うけども、医療体系に詳しいのは長崎県病院企業団なんです。それは市長は卓越した能力を持っておってから、医学的な見解も非常に高いかもしれないが、しかし、医療をつかさどる人は、長崎県病院企業団なんです。と、県とタイアップしながらやっておるんです。

その企業団がつくった資料そのものを否定するならば、当然、役所が入ってつくった分なんです。否定するならば、話変えてはいけません。そっちが言っているのは、長崎県の医療計画の話を持ち込むけれども、今言っておるのはこの分だから、これを否定をするならば、病院なんて作る必要ないじゃないかと、私言っておるんです。わかりませんか、何回言っても。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こちらの発言を理解していただけないのも、さびしゅうございますが、計画全体を否定しているわけではなく、対馬市民の生命を守るための計画としては、当然、新病院が必要だということは私は認めております。

ただし、跡地利用の問題についての方向性は明らかに違いますというふうなことで、異議を申し立てているということです。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この計画書の、これは企業団が主につくったものですけど、その中には、はっきりと今の病院跡地は介護施設だというふうに明記しておるんです。そうしか使わないとしとるんだから。

しかし、医療に支障をきたすということで、介護施設にすれば、例えば介護施設を60床をつ

くるとすれば、今問題の基準病床数、これはゼロになるんです。介護施設の分は、基準病床数から引かれるから。

ということは、そこまで計算をして病院企業団を中心に基本計画がなされておるんです。それがベターなんです。それで決めたんだから、それに異議を唱えるなんていうのは、否定そのものです。だから、早く病院建設を中止しなさいと言っておるんです。

それと、もう時間ございませんけれども、離島振興法の話をしました。確かに改正離島振興法が6月21日に決定をされて、その後、医療法も87条の改正されていますけれども。その離島振興そのものを、こういうふうな計画なんです。確かに、離島振興法は6月23日に可決をされて、その後、すぐ市のほうは医療関係で県のほうにお願いに行っておられます。

そして、これが長崎県離島振興計画です。いわれる10条の8項はどううたってあるのか。これは意見を聞きながらつくるやつなんです。25年5月、ことしに発表されております。

その中で、市がいっぱい言った意見を集約して、ここにもこう付しています。これは振興計画、10年を目途にやっていくんですけれども、その中に、いつはら病院の跡地はどうなるのか。やはり、対馬いつはら病院としては、統合により、跡地については介護施設等などの転嫁を有効活用とすると。離島振興法も、意見を聞きながら導き出した結論なんです。これも介護施設です。これは、結論なんです。十分に検討した結論がこれなんです。これも介護施設。医療関係は含んでません。

それと、もう一つ医療関係の話をしめますけど、医療関係も一緒なんです。確かに、この医療については県のほうに結構話が言っておることあります。昨年8月の30日には、この医療計画見直すという段階で、県のほうに意見提出をされておられます。増やしてくれということをおっしゃったんでしょう。この文面がありますが。87条をちょっと考えてくれないかというお話をされておられます。

そして、その後、法的な手続きのもとに、医療法がございまして、医療法の34の12項だと思いますが、その中に意見を聞くことになっております。その意見も十分にくみ取って、そして、県は医療計画を作成するんです。5年間の医療計画を。そのような意見を審議会に図っているわけですから、長崎県病院審議会に。図った結果が、この長崎県医療計画、平成25年3月に出ておるんです。

その中で言われる病院跡地はどうなのか。いいですか。これが結論です。これは対馬地区の分で、こう書いています。「新病院建設の関係では、対馬版ドクターカーフェリーについて検討する必要がある」と。これが結論なんです。

これに対して、市長は要望書を出しておられます。8月30日の分を。要望書は、これが決定をした後に不服だから出されたたんでしょ。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 離島振興計画については、市町村に意見を聞くという法律の条文があります。それに基づいて、私どもに意見は聞かれました。

そのくだりの分についても、相当のせめぎ合いを私どもはしました。しかし、この離島振興計画というのは県がつくるもので、法律上なっております、現時点において、そのような書きぶりになっております。

そして、医療計画についても、私どもはさまざまな、小宮議員を含め皆さんから知恵をいただく中で、それらのことも含んで改正、見直しをするべきだというふうな話をしております。

しかし、県がつくる計画という段階において、今は、その部分について、まだ回答が返ってこない段階。先ほど言いましたように、離島振興計画、離島振興法に基づくくだりの部分をどのようにするんだということについての、まだ回答が返ってきていません。

今度、私どもは、先ほど言いました、年度はともかく厚労省の通知に基づく自治体病院が再編統合した場合の基準病床は、元のベッド数にすることを厚労大臣のほうで認めることができるというくだりをどのように県が考えるのかということ、私どもはこれからは話を持っていく中で、医療計画、随時見直すことができるという厚労省は、そうおっしゃっております。

それによって、基準病床の見直しを図ってもらおうということで、今、巖原地区民の皆さんが求めてある跡地利用の方向性というものをかなえていくというのが、私の使命だと思っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、先ほどの厚労省のほうに一つ考えがあるというお話ですよ。

いやいや。だから、言わんとすることは、多分この分だと思うんですが、平成17年に措置的なものをつくって、平成18年に改正をしております。これは、さっき言われたこの改正の中に（3）があるんですが、複数の公的医療関係の再構築をする時にはできる分があるんだということです。

それで、私も県の方にお聞きするよりも一番いいのは、やっぱり厚労省の担当課です。これが一番詳しい。そこにも私は確認を取りました。そして、先ほどの要望書がまだ回答がないということです。県のほうの回答がないということです。確認しました、私も。「いつ、回答するのか」と。そしたら「要望書でございますから、確かに受け取りました」と。「それ、いかんじゃないか」と「対馬、大変なことだ」と言っても、「要望書だから受け取ったことは事実です」。

「じゃ、どういう形で審査するのか」と言ったら「その行程は考えておりません」と。「おかしいじゃないか」と私は言ったんですが、でも再度言われました。「要望書だから、そのとおり受け取りました」ということです。

なぜかという、医療計画、離島振興計画、既に決定をしているんです。決定の中でのものの流れなんです。

では、お尋ねしますが、離島振興法が生かされていないじゃないかというけども、現に新離島振興法によって、離島活性化交付金なども既に施行されておるんです。そういう状態なんです。

だから、県の、国のほうの意向、いつか言っていました患者の流出関係、これも聞きました。「それは、長崎県の分の3分の1で十分賄っているから、それでよし」と。そして、離島振興法における8項の分の病床の確保ということだけども、これは、何を確保するのかと。病床は四つ程度ございます。過剰な病床を確保するためにこの法律ができたのかと、県のほうの担当者、後で名前を言うからよう聞いてください。すると、「過剰な病床数を維持するためではございません。それは最もなことです」という回答です。

国、県に上げて、最終的には国がチェックをします。その段階で、既に明白になっているわけですから。要望書はかなわないということは、だから、国の担当者に聞けば済むことなんです。別に県に上げなくても。医療計画は県がつくるけども、基本的なものは国のものになるんですから。

そういう基本的なことを先に確認をして、要望書を出すならば出せばいいじゃないですか。医療計画と離島振興法に異議があるということなんです。県に対して。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについては、以前のやりとりの中でもお話をさせていただきましたが、厚労省を訪ねていった際も、医療計画については、「国は関与を今しておりません」ということを、厚労省は明言をされております。そして、「県のほうにこれは全て委ねております」というふうな、「算定等については、一切合切こちらが指示を出すところはありません」というようなことも、以前の答弁でもさせていただいたところであります。

そういう意味におきましては、私は県のほうに話を持って今もいっているというふうなことで、御理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 要望書よりも、これを決着するためには、訴訟というのがあるんです。相手を、国、県で法律の公平性がないときには、訴えることが自治法でも定められています。手続きもあるわけだから。

機関訴訟を起こして、プラスかマイナスか、本当に離島振興法に入っていないのか、その措置が。そういうところを、医療法にも入っていないんじゃないかというところを、国、県訴えて、機関訴訟を起こせばいいじゃないですか。機関訴訟を。

それが、あなたの取るべき道じゃないですか。そこまで強く言うならば。その結論が全てで

す。その結論が出たら、冒頭言ったように、仕事を片づけて、早く辞めるということです。それが一番なんです。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 法律の条文、また、さまざまな通知で一つの方向が出ている中で、それらに対して誠意ある対応をまず取っていただくことが、まず先決だと思いますし、あえてそういう対応をしていただけない際は、事を荒立てることもあるのかもしれませんが、まずもって自分としては、その部分をきちんと反映させた医療計画に改正をしていただくということを動き出すのが筋だと思っております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 医療計画をあなたがつくるもんじゃないんです。だから、できないものをできると言うても、今までの経過の流れとしてはできないんだからということ。

なぜ、あなたがそう言うかということ、市長、この病院問題が初めて民間の話が出てきたのは、23年の3月の議会です。要するに、病院が美津島に決まったんだという文面なんです。そのときに初めて出ています。いづらはら病院の跡地の利用については、病院機能と介護をするんだということです。このときに初めて出てくるんです。市長のお考えが。なぜ出てきたか。それは、1年後の市長選に影響を及ぼすから、ここに出てきておるんです。これがなければ、巖原町の票が集まらない。それが事実なんです。

そして、このようなチラシも配るわけです。これは、入江議員のやつです。病院は残る、安心しなさいと、こういうものを配って選挙を戦ったわけです。要するに、市長の考えは、医療体系の構築をするまで、病院企業団が作成する中までは、ほとんどなかったと。考えは。出てきたのは、このときが初めてです。3月のときが。それは選挙のためです。そうして、このようなチラシを配っておる。

だから、あなたは真に対馬市の市民の生命を守るというんじゃないですか。それを利用して、そして選挙に挑んだんじゃないですか。それがあなたの真実やないんですか。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、選挙の際にそのリーフレットを当然配りました。そして、その前の前年の3月、確か18日だったと思いますが、場所決定に当たって、その跡地利用の問題も出しております。既に、リーフレットとか、そういうのをつくる1年近く前の決定でございます。

その際は、市民のさまざまな方との意見を聞く中で、私は巖原地域の医療を守ること、また、併せて対馬全体の医療を守るために、場所決定をさせていただいたところであります。

そういう視点でそのリーフレットはつくらせていただき、3月18日も発表をさせていただいたというふうに、市民の皆様は理解していただいていると思います。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） この医療問題、そして離島振興法関係ございます。

ただ、その中を通じて言えることは、なかなか理解ができない、市長が。その根本にあるのは、私がいつも言うんですけど、この職員の採用ひとつについてもそうじゃないですか。条例による採用、2条1項の採用なのか、2項の採用なのかというと、1も2も一緒だという。じゃ、条文は要らないんです。

そのような、人間として基本的なずれがある。それが、今のような問題を生んだんです。そのずれを早く解消しなきゃいけない。それは、何度も言うようやけども、初心に戻って、周りの仕事を片づけて、そして別の分野で頑張っていたきたい。

以上。

○議長（作元 義文君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食のため、暫時休憩します。開会を1時から行います。

午前11時21分休憩

午後0時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 皆さん、こんにちは。新政会、1番議員の春田新一でございます。一般選挙から半年が過ぎました。私、先輩議員の御指導を仰ぎながら議員活動に力を入れているところでございます。また、ことしの流行語で「おもてなし」「倍返し」、もう一つありましたが、三つありましたが、きょうはこの二つを取り入れた一般質問をしてみたいというふうに思います。

また、先ほど先輩議員の小宮議員が、密度のある質問で、私はちょっと緊張をしておりますが、私なりに質問をさせていただきます。

まず、通告のとおり1点目でございます。島の中に点在する文化財ということで、質問をしてみたいと思います。

国指定文化財24カ所、国選択の無形民俗文化財というのが6カ所、県指定文化財が41カ所、市指定が123カ所と、このような文化財がある中、大変島が長いわけで、かなりの文化財が点在をしているということでもあります。

周辺整備はどのようになされているのかということなんですが、観光客にしてみますと車で降りて見れる、または駐車場があるところは観光客にも大変好評を呼んでいるところじゃなからう